

道路整備の推進に必要な財源の総額確保を求める意見書

道路は、物流、観光、企業活動など社会経済を支えるとともに、救急搬送路や災害時の緊急輸送路など地域の安全・安心を確保し、豊かな暮らしを築くために必要な最も基本的な社会基盤である。

高砂市の道路網は、広域的な幹線道路として姫路バイパス、加古川バイパス、国道2号及び国道250号があり、そのほかにも、市内を東西南北に結ぶ県道及び市道がある。

しかし、幹線道路においては、交通量が多く、交通渋滞が慢性的に発生しており、市民や通勤通学者が安全に通行することができる環境の充実に努める必要がある。

さらに、道路橋りょう等の長寿命化対策や耐震補修工事についても、一層の財源の確保が課題となっている。

道路整備については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）」の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率等の嵩上げがなされているが、本市が必要とする道路の整備や適切な維持管理を着実に実施するためには、当該措置の継続による財源の確保が不可欠である。

よって、国におかれては、地方における道路の整備や維持管理の緊急性と重要性を深く認識し、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 地域の課題に対応するために必要な道路の整備や適切な維持管理を着実かつ計画的に実施することができるよう、平成29年度補正予算及び平成30年度予算の総額を安定的かつ十分に確保すること。
- 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2017年（平成29年）12月14日

高砂市議会